

各位

会社名 株式会社パイオン
代表者名 代表取締役社長 橋本 直樹
(JASDAQ・コード2799)
問合せ先 取締役管理本部長 松浦 友功
電話番号 0120-045-036

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社光通信について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(平成26年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社光通信	親会社	71.20	0.00	71.20	株式会社東京証券取引所市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等との取引関係や人的・資本的関係

株式会社光通信（本社：東京都豊島区、代表者：代表取締役社長 玉村剛史）は、当社の親会社であり、当社議決権の71.20%を所有する筆頭株主であります。

当社では、平成19年11月12日に株式会社光通信と締結した資本・業務提携契約のもと、同社の役員等2名が当社取締役、社外監査役に就任しており、当社業務に関する経営上の助言を得ることを目的としております。

(2) 親会社等による事業上の制約、リスク及びメリット

当社と株式会社光通信との関係において、両社幹部はその自主性を尊重しつつ、積極的に諸会議への出席・参加に努め相互理解を深めており、当社の経営・事業活動を制約することはありません。

ネットワークや接続機器の相互利用を促進することにより、設備投資およびランニングコストの効率運用を図り、また、株式会社光通信のグループ会社の採用・教育制度を採り入れることによりコストの削減を行っております。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、財務・経理・法務・採用などの経営管理において、独自の組織で運営しており、事業計画や決裁機能についても独立して運営を行っております。

また、当社取締役会において、株式会社光通信より取締役1名、社外監査役1名が就任しており

ますが、情報通信産業における事業環境変化への対応、及び独自の成長戦略による企業価値の向上を目指すとの方針から、株式会社光通信は当社の経営判断に影響を及ぼすことなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

(役員・監査役の兼務状況)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	和田 英明	常務取締役 情報通信事業本部長	株式会社光通信との資本・業務提携のもと 経営体制を強化するため
社外監査役	大塚 隆直	社長室・人事本部担当執行役員	現職における知識と経験に基づく知見を、監査役として活かしていただけると判断したため

当社の取締役 4 名、監査役 3 名のうち、親会社の役員等との兼任は当該 2 名のみであります。

なお、平成 26 年 5 月 26 日公表の「株式会社光通信による株式交換を通じての株式会社パイオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」に記載のとおり、当社及び株式会社光通信は、平成 26 年 5 月 26 日開催の両社取締役会において、株式会社光通信が当社を完全子会社とするための株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本件株式交換は、株式会社光通信については会社法 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、当社については平成 26 年 6 月 27 日開催の株式会社パイオン定時株主総会において承認可決を得ましたので、平成 26 年 8 月 1 日を本件株式交換の効力発生日として行う予定です。なお、当該効力発生日に先立ち、株式会社パイオンの株式は、東京証券取引所において平成 26 年 7 月 29 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 26 年 7 月 28 日）となる予定です。

3. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 光通信	東京都 豊島区	54,259	O A 機器・ 携帯電話の 販売等	被所有 直接 71.2	資本・業務提携 債務被保証 株式譲渡	債務被保証	750,333	—	—
							債務保証料 の支払	3,793	—	—
							株式譲渡	376,060	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注 1) 当社の銀行借入に対して保証を受けており、保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注 2) 株式の譲渡については、第三者機関より算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主等との取引については、親会社及びそのグループ会社と携帯電話の代理店に関する契約をはじめとする各種契約を締結しておりますが、その取引における条件の決定方針等につきましては、他の取引先における取引条件と同様な決定をしており、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。

以 上